

○環境省令第二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第二項、第三項第一号、第六項及び第八項、第二十三条第一項、第三項及び第四項、第二十七条第一項並びに第二十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、汚染土壌処理業の許可の申請の手續等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

環境大臣 小沢 鋭仁

汚染土壌処理業の許可の申請の手續等に関する省令の一部を改正する省令

汚染土壌処理業の許可の申請の手續等に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

汚染土壌処理業に関する省令

第一条第一号中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第二条第一項中「別記様式」を「様式第一」に改め、同条第二項第二十一号を削り、同項第二十号中「次

号及び」を削り、「書面」を「書類」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号中「地下水」の下に「（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第四条第一号ト、第五条第十三号において」及び「第四条第一号チ及び第五条第十四号において」を「以下」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「書面」を「書類」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第九号から同項第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「開始」の下に「及び継続」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「にあつては、」を「のうち」に、「場合における」を「施設にあつては、」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し

第二条第二項第二十二号中「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に、「場合における」を「場合には、」に、「当該処理を受託することについての同意書及び当該者が当該許可を受けていることを証する書類」を「当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書」に改め、同条第三項中「第七号」を「第八号」に、「第十五号から第十九号まで」を「第十六号から第二十号まで」に改める。

第四条第一号ト(1)中「排水」を「排出」に改め、同号リ中「ただし、」の下に「埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において」を加える。

第五条第四号イ中「超える汚染土壌」の下に「又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌」を加え、同号イに次のただし書を加える。

ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設（再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあっては、当該

再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。)において処理することができる場合には、この限りでない。

第五条第四号口中「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に、「第十八条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第六号中「浄化等処理施設にあつては、」を削り、同条第十五号中「が設置されている場所にある地下水の下流側の当該汚染土壌処理施設の周縁において、三月に一回以上地下水を」を「の周縁の地下水を三月に一回以上」に改め、「、当該」の下に「周縁の」を加え、「第五条第二項第二号」を「第六条第二項第二号」に改め、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「いう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第十六号イ中「量が」を「量について」に、「超える大気有害物質を」を「超えて」に改め、同条第十七号イ中「法第十六条第一項の環境省令で定める」を「規則第五十九条第三項に規定する」に、「第十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「もの」の下に「(以下「浄化等済土壌」という。）」を加え、同条第十九号中「汚染土壌処理業者にあつては」を「汚染土壌処理業者(次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）」は「」に改め、「、当該処理を終了したときは」を削り、「当該処理を委託した」を「当該汚染土壌を引き渡した」に改め、同条第二十号を次のように改める。

二十 第十七号口の搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあつては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しが行われた旨を通知しなければならないこと。

イ 当該汚染土壌を引き渡した年月日

ロ 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称

ハ 当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨

第五条の次に次の九条を加える。

（記録の閲覧）

第六条 法第二十二条第八項の記録の閲覧は、次により行うものとする。

一 記録は、次のイからハまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからハまでに定める日以後遅滞なく備

え置くこと。

イ 次条第一号から第六号までに掲げる事項 当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日

ロ 次条第七号から第十号までに掲げる事項 当該測定の結果を得た日

ハ 次条第十一号及び第十二号に掲げる事項 当該搬出をした日

二 記録は、備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

(記録する事項)

第七条 法第二十二条第八項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地

三 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

四 当該汚染土壌の量

五 当該汚染土壌を受け入れた年月日

六 当該汚染土壌の処理が終了した年月日

七 排水水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十三号口の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ 当該測定に係る試料を採取した年月日

ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称

ハ 当該測定の結果を得た年月日

ニ 当該測定の結果

八 排水水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十四号口の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ 当該測定に係る試料を採取した年月日

ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称

ハ 当該測定の結果を得た年月日

ニ 当該測定の結果

九 第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項

イ 当該測定に係る地下水を採取した年月日

ロ 当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称

ハ 当該測定の結果を得た年月日

ニ 当該測定の結果

十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、第五条第十六号ロの規定による測定に関する次に

掲げる事項

イ 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日

ロ 当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称

ハ 当該測定の結果を得た年月日

ニ 当該測定の結果

十一 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項

イ 第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日

ロ 当該調査を実施した者の氏名又は名称

ハ 当該調査の結果

ニ 浄化等済土壤を搬出した年月日

ホ 浄化等済土壤の搬出先

ヘ 浄化等済土壤の搬出量

十二 第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項

イ 当該汚染土壤を搬出した年月日

ロ 当該汚染土壤の搬出先

ハ 当該汚染土壤の搬出量

（汚染土壤処理業に係る変更の許可の申請）

第八条 法第二十三条第一項の変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書（次項において「変更申請書」という。）を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称

三 汚染土壌処理施設の設置の場所

四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

七 変更のための工事を行う場合にあつては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日

2 変更申請書には、法第二十二條第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更が第二條第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。
(許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更)

第九條 法第二十三條第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第二十二條第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第二十三條第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)の減少であつて、当該減少の割合が十パーセント未満であるものとする。

(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)

第十条 法第二十三条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三条各号に規定する事項

二 第二条第二項第二十一号に掲げる書類に記載した事項

(汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出)

第十一条 法第二十三条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

三 汚染土壌処理施設の設置の場所

四 許可の年月日及び許可番号

五 変更の内容

六 変更の理由

七 第九条に規定する軽微な変更(当該変更のために工事を伴うものに限る。)をした場合には、変更の

ための工事の着工年月日

2 前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十二條第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあつては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。

(汚染土壌処理業の休止等の届出)

第十二條 法第二十三條第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を、提出して行ふものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- 三 汚染土壌処理施設の設置の場所
- 四 汚染土壌処理施設の種類
- 五 許可の年月日及び許可番号
- 六 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容

七 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由

八 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日

九 休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後に汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第十三条 法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者が講ずべき特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置は、次により講ずるものとする。

一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五条第十八号の管理票を交付しなければならないこと。

二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。

三 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三月以内に一回、及びその後三月以内ごとに一回、採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、次のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日以後においては、この限りでないこと。

イ 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の土地が要措置区域等に指定された場合

ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合

ハ 当該周縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日以後二年間継続して地下水基準に適合している場合

四 埋立処理施設にあつては、汚染土壌の埋立てを行った場所（以下この号において「埋立地」という。

）への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること。

イ 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係る埋立処理施設にあつては、埋立地の表面を土砂で五十センチメートル以上覆えば足りること。

ロ 埋立地の表面をコンクリートで十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメートル以上覆うこと。

ハ イ又はロと同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆うこと。

2 第五条第十九号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第十九号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）」とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。

3 法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者は、次の各号に掲げる措置を講じたときは、それぞれ当該各号に定める日までに、その結果を様式第五による報告書により、都道府県知事に報告しなければならない。

一 第一項第一号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日

二 第一項第二号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から百二十日

三 第一項第三号の措置 同号の測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日

四 第一項第四号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日以内

4 都道府県知事は、前項の報告（同項第二号に係るものに限る。）があつた場合には、当該報告に係る土地の区域について、法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該報告に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

（汚染土壌処理業の許可証の交付等）

第十四条 都道府県知事は、法第二十二條第一項の規定により許可をしたとき、又は法第二十三條第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第六による許可証（次項及び第三項において単に「

許可証」という。)を交付するものとする。

2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第七による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

3 第一項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処理を委託しようとする者から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、許可証(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を、都道府県知事に返納しなければならない。

一 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可が取り消されたとき。

二 第二項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

附 則

この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)の施行の日(平成二

十二年四月一日) から施行する。

様式第一（第二条第一項関係）

汚染土壌処理業許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあつては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）
汚染土壌の処理の方法		

セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）		
保管設備の場所及び容量		
法第22条第3項第2号ハに規定する役員の氏名及び住所	氏名	住所
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力	名称	所在地
	都道府県知事（市長）	許可番号
	種類	処理能力

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第二（第八条第一項関係）

汚染土壌処理業に係る変更許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第23条第1項の規定により、汚染土壌処理業に係る変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の種類 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の構造 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の処理能力 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工予定年月日		
変更後の使用開始予定年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第三（第十一条関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第23条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第3条各号に規定する事項（ ） <input type="checkbox"/> 同令第2条第2項第21号に掲げる書類に記載した事項（ ）	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着工年月日		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第四（第十二条関係）

汚染土壌処理業に係る 休止
廃止 届出書
再開

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあつては、その代表者の氏名

汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部について休止し、若しくは廃止し、又は再開するので、土壌汚染対策法第23条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容		
休止若しくは廃止又は再開の理由		
休止若しくは廃止又は再開の予定年月日		
休止又は廃止の場合において、汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理方法		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第五（第十三条第三項関係）

廃止措置実施報告書

年 月 日

都道府県知事
（市長） 殿

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第27条第1項の規定による措置を講じたので、次のとおり報告します。

廃止した事業の用に供した汚染土壤処理施設又は取り消された許可に係る汚染土壤処理施設に係る事業場の名称	
廃止した事業の用に供した汚染土壤処理施設又は取り消された許可に係る汚染土壤処理施設の設置の場所	
廃止した事業の用に供した汚染土壤処理施設又は取り消された許可に係る汚染土壤処理施設の種類	
講じた措置の内容	
措置実施年月日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第六（第十四条第一項関係）

許可番号 第 _____ 号

汚染土壌処理業許可証

住所

氏名又は名称

（法人にあってはその代表者の氏名）

土壌汚染対策法 第22条第1項
第23条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

都道府県知事
（市長）

印

許可の年月日	
許可の有効期限	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
汚染土壌処理施設の種類	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
変更の内容	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第七（第十四条第二項関係）

汚染土壌処理業許可証の 書換え 再交付 申請書

年 月 日

都道府県知事 殿
(市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印
にあっては、その代表者の氏名

汚染土壌処理業許可申請書の書換え又は再交付について、汚染土壌処理業に関する省令第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	
	許可番号	
書換えの場合にあっては、記載事項の変更の内容		
再交付の場合にあっては、その理由		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。